

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

地方税法施行令の一部を改正する政令の施行に合わせ、課税限度額の引上げおよび減額措置にかかる軽減判定所得の基準額の見直しを行うほか、所要の規定の整備を行いたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

青梅市国民健康保険税条例（平成 1 0 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「6 5 万円」を「6 6 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

第 2 0 条第 1 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改め、同項第 2 号中「2 9 5 , 0 0 0 円」を「3 0 5 , 0 0 0 円」に改め、同項第 3 号中「5 4 5 , 0 0 0 円」を「5 6 万円」に改める。

第 2 3 条中「市長は」の次に「、」を加え、「あい」を「遭い」に、「者」を「もの」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、当該者が災害に遭いまたは貧困である等特別の理由がある者であることが明らかであり、かつ、国民健康保険税を減免する必要があると認める場合は、職権により国民健康保険税を減免することができる。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 3 条の改正規定ならびに付則第 3 項および第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の青梅市国民健康保険税条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 7 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 6 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（この条例の失効等）

- 3 この条例は、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 号。次項において「改正令」という。）が令和 7 年 3 月 3 1 日までに公布されないときは、その効力を失う。
- 4 この条例は、前項の場合を除き、改正令による改正後の政令の規定する内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なるときは、廃止するものとする。